

令和1年10月28日

大東京信用組合

台風第19号に伴う災害により被災されたお客様へ

今回の台風第19号に伴う災害により被害にあわれたお客様には衷心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、台風第19号の災害に伴う被害により災害救助法が適用された市区町村の被災にあわれたお客様には、下記のとおりご預金等のお取扱いをさせていただきますのでお気軽にご相談・お問い合わせください。

記

- (1) 預金証書、通帳を紛失された場合でも、ご預金の払戻しをいたします。(この場合、ご本人であることを確認させていただきます。)
- (2) お届けのご印鑑を紛失された場合は、拇印にてご預金の払戻しをいたします。(この場合、ご本人であることを確認させていただきます。)
- (3) ご事情を確認のうえ、定期預金、定期積金等の期限前払戻し、また、これを担保とするご融資については、窓口へご相談ください。
- (4) 今回の災害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取り立てができるように努めます。
- (5) 今回の災害に起因する手形・小切手の不渡り処分についても、ご事情を考慮のうえ、ご相談に応じます。
- (6) 汚れた紙幣や硬貨の引き換えについてのご相談に応じます。
- (7) 応急資金のご融資や被災によるご返済の猶予等をご希望の場合は、窓口へご相談ください。

以上

令和元年度台風第 19 号に伴う災害にかかる災害救助法が適用された
東京都 7 区 17 市 4 町 1 村

墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、
八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、
小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、
多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西多摩郡（瑞穂町、
日の出町、檜原村、奥多摩町）、島しょ大島町

※ 令和元年 10 月 21 日 21 時 15 分公表時点
（下線部は今回追加された適用地域）

以 上